

みんなのポジトリ

国立民族学博物館学術情報リポジトリ National Museum of Ethnology

Whaling Conflicts : The International Debate

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2009-04-28 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 大曲, 佳世 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.15021/00001808

鯨類資源の利用と管理をめぐる国際的対立

大曲 佳世
(財) 日本鯨類研究所

- | | |
|----------------------------|-----------------------------|
| 1 はじめに | 5 捕鯨紛争：近年の展開 |
| 2 鯨は誰が管理しているのか？ | 5.1 多数派工作第1期（1980年頃－1990年代） |
| 3 捕鯨の現状 | 5.2 多数派工作：第2期（2000年頃－現在まで） |
| 4 二分化した資源管理機関：国際捕鯨委員会（IWC） | 6 対立の構造 |
| 4.1 持続的利用派 | 7 終わりに |
| 4.2 反捕鯨派 | |
| 4.3 中間国 | |

1 はじめに

近年、開発など人的要因に起因する熱帯雨林の破壊、水質や土壌汚染、また、これらに伴う生態系や生息環境の悪化や資源の過剰な利用等による野生生物種の枯渇に対し、一般の関心はますます高まりつつある。このような環境や生態系の危機に直面し、人々は、今まであたりまえのものとして享受してきた自然について考え、その中で人と他の生物との関係を改めて考え直すようになった。この過程で、これらの自然環境を健全なカタチで未来へと継承していかなければならないという責務や地球に対する倫理的義務を再認識し、この脈絡で従来の資源の消費的利用を中心とした人と自然の関係に代わる新しい関係もが模索されることとなった。今後、人と自然がどのような関係を築くべきかという問いに対し、様々な見解が存在している。例えば何を資源と見なすのか、資源は誰のものであるのか、また、その所有権に関連し、誰がどのように使うべきであるかといった点（秋道 1999）、特に、高度回遊性種資源の利用と保護に関しては、国際的にも意見が分かれるところである（Freeman and Kreuter 1994）。

鯨をめぐる紛争は、この国際的論争の一部を成すものであり、鯨利用に関し世界は現在2分されている。一方は、鯨との新しい関係を求め、従来の消費的利用を否定する。鯨類は、特別な動物であるから食用とされるべきではなく、ホエール・ウォッチング等の非消費的利用が鯨類の「正しい」利用法であると断言し、鯨類は世界の共有財産であり、次世代のために保護せねばならない資源であると主張している。他方は、持続的な利用が可能であるならば、従来からの消費的利用は許されるべきであると主張し、伝統的な資源利用者の権利を認め、感傷的な理由のみによる絶対的な保護に反

対している。

これらの対立する見解は、鯨類がどのような資源であるのかという意見の相違に起因するものであり、双方とも鯨類が「資源」であることには合意しているが、誰が、どのように鯨類を利用するかで意見が異なる。サグとクレーター (Sugg and Kreuter 1994: 17) によれば、資源の定義づけは価値観に基づいており、資源紛争とはまぎれもない価値観の対立であると言う。言い換えれば、捕鯨紛争とは鯨をめぐる価値観の対立を意味しているのである。

本稿は、なぜ捕鯨紛争が30年の長きにわたり、解決を見なかったのかを価値的対立の観点から考察する。まず、鯨をめぐる現況を概観し、最近の紛争の進展や対立の構造について述べ、鯨をめぐる紛争についてまとめ、最後に鯨類の資源利用の展望についての言及を試みてみたい。

2 鯨は誰が管理しているのか？

高度回遊性種である大型鯨類の管理と利用は、国際的な取り決めである国際捕鯨取締条約 (ICRW) ¹⁾ に基づいており、実際の鯨類管理および利用に関する決定は、1948年に設立されたその執行機関である国際捕鯨委員会 (IWC) が行なっている。が、IWCは鯨類管理に関し絶対的な権限を有しているわけではなく、IWCがその管理の対象としているのは、鯨類約80種の内大型鯨類13種のみで、イルカ等の小型鯨類に関しては管轄権を持たない。

さらに、IWCに加盟していない国はこの国際的規制を受けることはない。言い換えれば、加盟国でなければ、IWCの保護対象種の鯨を捕獲しても、国際法上直ちに問題とはならない。不合理のようであるが、他の漁業管理条約も同様であり、非加盟国にどのように自発的に資源の保全措置を遵守させるかが海洋資源管理の課題となっている。

日本を含め、現在 (2003年5月現在) のIWC加盟国は49ヶ国ある (表1)。鯨の管理機関であるIWCには、ICRWを遵守する意志を文書で示した国であれば、内陸国であろうと、非捕鯨国であろうと、鯨類の資源管理に直接的利害をもたない国でも加盟できる ²⁾ が、ICRW (1998) の前文には、「鯨族の適当な保存を図って、捕鯨産業の秩序ある発展を可能にする」と明記してある。

IWC加盟国は、現在は3派閥に分かれている。日本やノルウェー等を含む野生生物資源の持続的利用国、鯨の捕殺は基本的に認めない反捕鯨国、そして中間国である。だが、中間国は流動的であり、決定に関しては反捕鯨国に賛同することが多く、数の上では反捕鯨派が大多数を占めることになる。他の国際機関と同様に、IWCにおける決定は基本的に多数決であることから、IWCは最大派閥に牛耳られたかたちとなり、

[illegible]

*: アイスランドは分担金を支払ったが、留保付き加盟問題からIWC53の議長采配でオブザーバーとされた

資源管理機関でありながら、「水産資源として鯨を利用しない」という反捕鯨政策に基づいた決定が多く行なわれる結果を生んだ。この顕著な例が、1982年に資源に関する知識の不確実性を理由に採択された商業捕鯨モラトリウム（一時的停止）であり、この結果、IWCの管轄下にある鯨類が資源状況にかかわらず全面的に捕獲禁止となり、現在までこの海洋資源の利用をめぐる葛藤が続いている。

3 捕鯨の現状

鯨の利用と保護の対立の中で、捕鯨の現状はいったいどうなっているのだろうか？ メディアがモラトリウムに関する報道を多く取り上げているため、世界で捕鯨が全面的に禁止されていると思われる方もいるが、現在も次の5種類の捕鯨が合法的に行なわれている。これらは、1) 先住民生存捕鯨（主に文化的理由でIWCより捕獲枠を付与）；2) 商業捕鯨（ICRW上の異議申立ての下）；3) 捕獲調査（ICRW上の締約国の権利）；4) IWC非加盟国によるIWC対象種の捕鯨；5) IWC加盟国および非加盟国によるIWC管轄外鯨種の捕鯨（ツチクジラ漁、イルカ漁業等）である。

先住民生存捕鯨としての捕獲枠の要求がなされたとき、IWCはこのような要求が正当化しえるかというレビューを行い、認められた場合に限り、主に文化的理由で先住民らに捕獲枠を付与している。このカテゴリーの下で捕獲枠を得ているのは、アメリカ（アラスカのイヌイット、ワシントン州のマカー）、デンマーク（グリーンランドのイヌイット）、ロシア（チュコト自治管区のチュクチ、イヌイット）、およびセント・ビンセントおよびグレナディーン諸島である³⁾（IWC 2002:137-140）。

商業捕鯨は現在ノルウエーのみが行っているが、これはモラトリウム採択の折り、ノルウエーが異議申し立てを行ったためである。このような、異議申し立てに基づく捕鯨は、ICRW締約国に認められた権利であるため、商業捕鯨モラトリウムの規制を受けない。ノルウエーは地域資源管理機関であるNAMMCO（北大西洋海産哺乳類委員会）⁴⁾で捕獲枠を協議、設定し、その決定をIWCへ報告している。

捕獲調査もまた条約第8条でICRW締約国に認められた権利であり、各締約国政府は、科学的調査のため自国民に捕獲枠を付与することが認められている。IWCは条約第4条で鯨類に関する調査・研究を奨励しており、多くの締約国がこの制度を利用してきたが、現在（2003年5月）利用しているのは日本のみである。日本政府は1987年以来南氷洋（南極海鯨類捕獲調査：JARPA）で、また、1994年以来北西太平洋（北西太平洋鯨類捕獲調査：JARPN）で捕獲調査を行っている。日本の調査は、科学的情報の「不確実性」がモラトリウムの根拠とされたため、鯨類に関する科学的知見を高め、より信憑性の高い科学的情報を収集、分析、提供するために行なわれている。日本は、調査で得られた科学的情報やその分析結果を、世界の鯨類学者の専門家集団で

ある IWC 科学小委員会 (IWC/SC) で報告し、日本の調査は鯨類学の進歩・発展に寄与している。

IWC の非締約国による IWC 対象種の捕鯨は、数カ国が行っているが、前述したようにこれら非締約国は、IWC 管理規定を遵守する義務も、またその捕獲を報告する義務もない。そのため、これらの国での捕鯨の現状を把握することは困難である。インドネシアは主にマッコウクジラを定期的に捕獲し (Barnes 1994; 小島, 江上 1999), また、フィリピンでも、ニタリクジラを捕獲することが知られている (Dolar 1994; Perrin et al. 1998) が、その頻度や捕獲頭数は IWC へ報告がないため詳しくわかっていない。これらの国々とは対照的に、例年 IWC へオブザーバーを派遣しているカナダは、イヌイトによるホッキョククジラの捕獲報告を IWC に自主的に行っている。

小型鯨類、イルカ類等の捕獲は、現在各国で、または種によっては数カ国の水域に生息するために、NAMMCO のような地域管理機関で管理されている。小型鯨類の捕獲は IWC の管轄外であるために、非締約国のみならず、締約国も IWC への捕獲報告の義務はない。そのため自主的な情報提供のみによるので、小型鯨類の捕獲の現状についても詳しくわかっていない。

4 二分化した資源管理機関：国際捕鯨委員会 (IWC)

資源管理機関での紛争が、通常資源の「分配」をめぐる葛藤であることを考えれば、この IWC 内での捕鯨に関する対立は従来の資源紛争とは極めて異なっている。紛争は、利用すべき資源の「分け前」ではなく、むしろ鯨を水産資源として利用すべきか否かという前提部分にある。言い換えれば、鯨を「食料資源」としてみなす日本やノルウエーのような捕鯨国と「鑑賞用資源」とみなす米国を初めとする反捕鯨国との価値的対立が IWC 内での問題解決を困難にし、その機能を麻痺させている。本章では、IWC 内の 3 派閥の言動についてまとめてみたい。

4.1 持続的利用派

鯨類を再生可能な水産資源と見なし、捕鯨の存続を求めている日本やノルウエーらの捕鯨国は、鯨類の非致死利用のみしか認めないという反捕鯨諸国の言動は文化帝国主義であり、主権の侵害にあたると考えている (IWC 1993a:16; IWC OS 2001)。鯨類資源をどのように活用するかという各国の意志は尊重されるべきであり、国際資源管理機関で消費的利用と非消費的利用という二つの選択肢から、どちらかひとつを選択させるようなことはすべきでないとしている。

食料資源としての鯨類の利用は風変わりな習慣であり、そのような慣習をもつ国々は、アイスランドや日本、ノルウエー等、世界でも少数にすぎないとの印象があるが、

実際には、鯨類は他の水産資源と同様に一般的な食料として用いられてきた。現在も、またつい最近まで鯨類を食料として利用してきた国々は世界で約 40 カ国（大曲 2002）にも昇り、鯨肉は、かつては強硬反捕鯨国の英国やフランスの王族も食していた格の高い食べ物であった（Fosså 1995）。

持続的利用派は、鯨類を水産食料資源として利用したいと考えているが、枯渇した鯨類の利用を強引に求めているわけではない。日本やノルウエーが現在捕獲している鯨資源は健全であり、その利用に問題はないとされている⁵⁾。利用派の基本的な立場は、世界に現生する約 80 種の鯨類の内資源が健全な種に限って、再生可能な水産資源として持続的に利用していこうというものである。このような資源の持続的利用の方針は、国連食糧農業機関（FAO）や国連環境開発会議（UNCED）でも合意され、持続的開発をめざす世界での新たなルールとしてすでに受け入れられている。また、科学的情報に基づき鯨類資源を安全に利用できる計算方式である改訂管理方式（RMP）⁶⁾が既に IWC/SC によって開発、IWC によって承認されている。さらには、IWC はその実施に関する規制措置である改訂管理制度（RMS）⁷⁾をも開発中であり、このような新たな措置が資源管理へ適用される準備が整いつつある。また、捕鯨が再開されても、市場は鯨肉中心のごく限られたものであり、過去とは異なる持続的捕鯨であることから資源が枯渇する可能性はきわめて低いと考えられる（Aron, Burke, and Freeman 2000:183; 大隅 2002: 32）。

さらには、世界の水産資源の一部は既に危機的状況にあり（FAO 1997）、将来の食料生産に暗い影をおとしていることから、より包括的な資源管理、鯨類を含んだ複数種一括管理のような措置が必要であり、このような生態系漁業管理の重要性は国際連合（UN）のアジェンダ 21⁸⁾、FAO の京都およびローマ宣言⁹⁾等にも反映されており、食物連鎖の頂点である鯨類を盲目的に保護するのは得策でないと主張している。増えつつある世界人口の食料安全保障のためにも鯨類の絶対的保護は有害であり（IWC OS 2001）、言い換えれば、水産資源管理の見地からも管理下での鯨類の捕獲、例えば間引き、は望ましい措置であるとしている（小松 2001: 280-291）。

4.2 反捕鯨派

一方反捕鯨国は、全ての鯨種をその資源量にかかわらず保護したいと考えているため、鯨類資源の持続的利用に関する論争は、彼らにとって意味を持たない。米国を筆頭とする反捕鯨国は、表向きには、全世界での「捕鯨の終焉」¹⁰⁾を最終目標としていることから、世界で 5 種類もの捕鯨が現在も合法的に行なわれていることを恥ずべき現状と考え、以下のような対応を試みている。

先住民生存捕鯨の下でも、鯨の捕殺を容認することは喜ばしいことではないが、世界的に認められている先住民の権利に鑑みて大目に見ている。この捕鯨カテゴリーに

関する方針は、なるべく現状維持の状態に保ち、新規の要請等は認めない様にする
ことである。アラスカ・エスキモーの捕鯨に対してさしたる反対はないが、新規に70
年ぶりに捕鯨を再開した新参者のマカーに対する風当たりは大変強い。多くはこのよ
うな要求は正当化できないとして快く思っておらず、反捕鯨団体による訴訟が絶えな
いことから、実質的に捕鯨ができない状況に追い込まれている¹¹⁾。

先進国による捕鯨への彼らの風当りはさらに強く、日本の捕獲調査に関しては非致
死的調査のみを行なうよう求め¹²⁾、また、日本が過去15年間求めている沿岸小型捕
鯨の救済捕獲枠についても、新たな捕鯨のカテゴリーをIWC内で承認することにな
るので認める意思はない(IWC 1991:36; 2002:36)。ノルウエーの異議申立てに基づく
商業捕鯨や鯨肉輸出に関しては、貿易制裁等の圧力をかけ¹³⁾、自粛に追い込もうとし
ている。さらには、再加盟したアイスランドが、鯨肉の輸入を開始し、捕獲調査をお
こなう意志を示した¹⁴⁾ことから、批判を強めている。

さらに、条約外捕鯨をおこなっているカナダ、インドネシア、フィリッピンを
IWCに(再)加盟させ、小型鯨類をもIWCの管轄に組み込んで¹⁵⁾、その捕獲を規制
したい考えである。言い換えれば、世界中でのあらゆる捕鯨を「鯨を水産資源として
利用しない」IWC多数派の規制下に置こうとして、鯨の捕殺ゼロを目標に活動して
いる。

反捕鯨国によれば、高度回遊性の鯨類は、一部の国の身勝手な理由で捕殺されるべ
きでない「世界遺産」¹⁶⁾である。よって、内陸国も、非捕鯨国もその鯨類資源の未
来について多大な関心と発言力を有し、IWCの議論に参加している。鯨製品には代
替え品があり、鉾を打たれた鯨は苦しんで死ぬため捕鯨は残虐である¹⁷⁾。このよ
うな前世代の遺物である捕鯨は、今や人類にとって必要ではない。21世紀の鯨類利用は、
ホエール・ウオッチング等の非致命的利用のみとすべきであり、このような時代の流
れにそって、IWCは資源管理機関から保護機関¹⁸⁾へと転換すべきであると主張して
いる。

このような主張を正当化するために、主に科学論、倫理・動物権、国際法の3種類
の反捕鯨の言説を流布している。もっとも顕著な科学論の例は危機に瀕している一部
の鯨類の状況を一般化した「絶滅論」¹⁹⁾であり、危機感を盛り上げた環境保護団体の
資金集めに大変効果的であった(Kalland 1992: 21)。実際には近代捕鯨で絶滅した種
はないし(田中昌一 2002: 12)、鯨類の大半はもはや絶滅の危機にはないが、メデ
ィアの力によって、この言説は広く流布し、一般に浸透することとなった(Aron, Burke,
and Freeman 2000)。もうひとつの科学論は、「不確実性論」で、鯨類は未知の部分も
多い高度回遊性の海産哺乳類であり、その生物・科学的情報には不確実性を伴う。そ
のため、より確実なことが解るまでの予防措置として捕鯨は禁止されるべきである
という言説である(長崎 1992:12; IWC 1982:18)。

しかしながら、これら科学論はIWC/SCの活躍により、鯨を危険なレベルまで減らすこと無く、安全に利用できる捕獲枠の計算を可能にしたRMPの完成によって、1992年までにその意味をなくし、かつて米国の政府代表委員であったクナウス氏に、以後米国は倫理的立場から反捕鯨政策をとると言わせしめている（Marine Mammal News 1991）。この結果、主要な言説は、科学論から倫理・動物権へと移行することとなった。

倫理・動物権の言説では、鯨類は特別であり、保護されてしかるべき存在である。鯨類に特別な保護を与えることが、個人および社会的熟成度の指針であると共に、反捕鯨共同体への会員資格ともなっており（Scheffer 1991:19; Fuller 1991:2）、鯨類は、他のすべての野生生物より「特別な」資質があるため、排他的保護に値すると主張している。バースト（Barstow 1991）によれば、鯨類が特別なものには5つの理由があるとされる。それらの理由とは、1）海洋環境で高度に進化した大型生物であり、脳も大きく賢く、生物学的に特別；2）生態学的に上位の地位を占め、自然と調和して進化した大型哺乳類であり、生態学的に特別；3）鯨は人類と古くから人類と交流の歴史を持つ等、文化的に特別；4）高度回遊性の鯨類は世界遺産であり、政治的に特別；5）環境保護や動物福祉運動のシンボルとして特別である（Kalland 1993 参照）。

このような「特別な鯨」のイメージを生み出すために、様々な鯨種からの特徴を選び出し、鯨の虚像をつくりあげ、それを人格化することによって実際には実在しない「スーパー鯨」神話を生み出し、この言説を流布させている（Kalland 1993）。注意しなければならないのは、この言説の中心は実在の鯨ではなく、この鯨の虚像であることである。また、この新しい関係では、鯨の消費的利用はモラルに反するため認められていない。なぜなら、鯨は海で人間に匹敵する「海の人類」（Kalland 1993:125）であるからである。さらに、野生動物である鯨の利用は密猟につながり、密猟は生物資源の枯渇や絶滅につながる。野生生物をこのようなかたちで利用する権利は誰にもない（WDSC n. d.）。よって、捕鯨は禁止されるべきであり、鯨の利用は非致死利用のみに留まるべきであるという主張である。

国際法の反捕鯨言説は、捕鯨が国際法に違反しておこなわれているというものであり、主に日本をターゲットとしている。もっとも典型的な例は、日本の捕獲調査が、鯨類の捕獲を禁じている商業捕鯨モラトリウムと南大洋サンクチュアリー（SOS）にもかかわらず、該当水域で行われており、国際法違反であるという主張である（Greenpeace 1999; Media Statement 2000a）。また、捕獲調査標本の鯨肉を副産物として販売していることから調査が「疑似商業捕鯨」であり、鯨類製品を生産する口実であるとしている（Greenpeace n. d.; Media Statement 2000b）。このような主張を正当化するため、IWC/SCの報告書を作作的に引用し²⁰、IWCの鯨類資源管理には日本の調査は必要ない（IWC 2000:39）とし、鯨製品生産のために締約国の権利を日本が「抜け道」

(WDSC n. d2.) として悪用していると非難しているのである (WWF n. d.; IWC OS 2001 参照)。

国際法の反捕鯨言説のもうひとつのバリエーションは、日本が「権利の乱用」²¹⁾をおこなっているという主張である (IWC 1999:29; 2000:38; Triggs 2000)。モラトリアムや SOS といった規制、さらには日本政府に対し調査許可証発給自粛、再考等を求める IWC 決議が存在するにも関わらず、日本は締約国の権利を行使し、許可証の発給を続けている。このような日本の行動は、致死調査に反対するという IWC や世界の明確な意思表示に反する行為であり、権利の乱用にあたるというものである。反捕鯨国は、このような言説を根拠とし、早急に鯨を殺傷しない非致命的調査に切り替えるよう IWC の決議で日本に強く求めている。

しかしながら、実際にはこれら国際法の言説には健全な法的根拠がない (Iino 2001:11; 小松 2001:252)。モラトリアムと SOS はともに、日本の違法行為を糾弾する根拠として広く用いられているが、このような規制措置は商業捕鯨のみに適用されるものであるため、捕獲調査は合法行為である。さらには、生物学的情報を収集した後の鯨体を活用することは、条約上も求められている。ICRW (1998) 第 8 条 2 項には「…特別許可に基づいて捕獲した鯨は、実行可能な限り加工し、また、取得金は、許可を与えた政府の発給した指令書に従って処分しなければならない。」と明言しており、日本の副産物販売に対する非難には根拠がない。さらには、IWC/SC は、JARPA に関し、「IWC/SC は JARPA の系群構造データは資源管理に役立つことに合意した。…このような情報は RMP 適用試験の向上に関連があり、長期的に見れば RMP の改良につながることも合意された。」「さらに、JARPA は多くの貴重な生物学的パラメーター (加入率、自然死亡率、性成熟および繁殖年齢の低下) を提供していることにも合意した。…まだ、多くの作業がなされなければならないが、多くの貴重な調査結果が得られたことに合意した。」(IWC 1998a:38)、また JARPN に関しても、「(IWC/SC) JARPN 評価作業部会は…JARPN で得られた情報は、北太平洋ミンククジラの RMP 適用試験の精度を高めるために使われてきたし、これからも使われるであろう、このため JARPN で得られた情報は、鯨資源の管理に関連があるとした。」(IWC 2001:60) と述べている。このように、日本の調査は鯨類生物学と資源管理に貢献しており、日本の調査が違法であるとする正当な根拠は何も存在しない。それにもかかわらず、最近、反捕鯨非政府組織 (NGO) は、捕獲調査糾弾キャンペーン²²⁾に他分野の高名な科学者を賛同させ新聞広告に名前を連ねさせた。このような行為は、実際には政治的な意志表明でありながら、科学という名目の下にその影響力を用いて、日本の鯨類科学調査の信用を傷つけようとする試みである (Aron, Burke, and Freeman 2002; Butterworth 1992: 534 参照)。

さらには、権利の乱用であるとする主張にも十分な根拠がなく (Greenberg, Hoff, and Goulding 2001; Iino 2001)、自らが多数派の立場を乱用し、条約に反した決定およ

び決議等を採用していることにはふれていない。このように、実際には日本の捕獲調査が国際法違反であるというのは全くのいかりであるが、日本は情報操作によって悪者に仕立てあげられている。

このように様々な反捕鯨の言説があるが、いずれも捕鯨の完全廃絶という立場の擁護には限界があるため (Kalland 1992: 25), より説得力がある科学論の言説に回帰しつつある。新たな科学論の言説は、科学的情報を恣意的に操作してつくりだされた環境汚染に関するものである。その一つは、鯨肉は過度に汚染されており、人類の消費²³⁾には不適切であると考えられるため、鯨は食糧資源ではなく、鑑賞資源としてのみ用いられるべきであるという議論である。食の安全性への一般の関心が高いことから環境保護団体が積極的なキャンペーンを行っている²⁴⁾。他には、科学の「不確実性論」に環境をからませたものがあり、オゾンホール等環境変化や汚染が鯨類に与える影響がわからないため、十分な科学的知見が蓄積されるまで予防的対策として鯨類は保護されなければならないという言説²⁵⁾である。このような動きに見られるように、現在 IWC は多数派反捕鯨国の意志で、従来の課題である資源管理から環境問題に重点をおいた調査をする方向で動きはじめ (IWC 2000:51)、捕鯨国は IWC に対し不満をさらにつのらせており、捕鯨国と反捕鯨国の対立は深刻さを増している。

4.3 中間国

アイルランドやオマーン、モロッコの数カ国が中間国²⁶⁾とされているが、その立場は必ずしも中立というわけではない。中間国には立場がより柔軟な反捕鯨国と、捕鯨紛争にあまり利害がない国が含まれる。多くの場合、その投票態度は反捕鯨国に準じたものであるが、このような国々が中間国と考えられているのは、場合によっては、妥協が可能な立場をとることができるためである。中間国は現在のところ、グループとして一律の投票態度はとっておらず、それぞれ議題別に投票態度が異なる。反捕鯨派に組する一方で、15年間も捕獲枠を付与されなかった日本の地域共同体に関する提案を支持することもあり、また、ある時には両派閥に組せず、棄権を選択する場合もある。

アイルランドは、対立し行き詰まっている IWC の現状を憂い、両派閥の仲裁を試みた。このような行動には、一部の加盟国が、現状が継続すれば、IWC が破綻すると真剣に IWC の未来について不安を募らせているという背景がある²⁷⁾。言い換えれば、IWC に不満をもっている捕鯨国が、IWC を脱退し、IWC に変わる資源管理機関を設立し、IWC が名目上の無力な組織に成り果てることを恐れているのである (Butterworth 1992)。1997 年にアイルランドは、IWC を再度資源管理機関として機能させるべく、両派閥に妥協をもとめ、一般的にアイルランド提案 (IWC 1998a: 35-36) とよばれている妥協案²⁸⁾を提出し調整を試みたが、今日に至るまで、この提案は実を結んでは

いない (IWC 1998c: 35; 1999: 42-43; 2000: 50-51)。しかしながら、中間国は両派閥に対して仲裁者としての役割を果たし得ることから、中間国のメンバーがさらに増え、明確な方針をもって真に IWC の第 3 の派閥として確立すれば、IWC 正常化に貢献できる要素を十分含んでいると考えられる。

5 捕鯨紛争：近年の展開

捕鯨紛争において 1982 年に採択された商業捕鯨モラトリアムは重大事件であり、それ以降の論争は、モラトリアムを継続するか、解除するかが中心となっている。IWC 内の捕鯨国と反捕鯨国の対立の経緯は 1970 年代にまで遡るが、本稿では 1980 年代から今日までの経緯と展開についてまとめてみたい。

5.1 多数派工作第 1 期 (1980 年頃 - 1990 年代)

反捕鯨派は、長年の宿願であった商業捕鯨モラトリアム採択を IWC で実現するために利用派との妥協を試みるよりも、多数派工作と PR 重視の戦略を選択した。1980 年から 1982 年までに新規に 18 ヶ国が加盟し²⁹⁾ (Spencer, Bolluwék, and Morais 1991; 表 1 を参照)、反捕鯨派に組した。この結果、反捕鯨派は大派閥へと成長し、IWC の附表修正を伴う決定を制することができる 4 分の 3 の票を確保することに成功した。この結果が、科学的勧告を無視した 1982 年の商業捕鯨モラトリアム強硬採決であった。これは反捕鯨国と反捕鯨 NGO にとって、環境保護運動の「大勝利」とされる画期的な事件であった。この勝利によって、彼らは次の目標を全世界からの捕鯨の撤廃と定めた³⁰⁾。

IWC は 1982 年以降その本質が変わってしまった。日本の見解によれば、IWC は反捕鯨国と NGO にハイジャックされ、不条理な行動を始めたのである (長崎 1992: 13)。1990 年には、IWC/SC が南氷洋のミンククジラの資源量が約 76 万頭であることに合意し、これを受けて IWC は、これまでの科学的知見を踏まえ、同年までにモラトリアムを再考するはずであった。しかしながら、IWC 多数派の反捕鯨国はこの見直しを数の力で押しきり、無視した経緯がある (IWC 1991: 26-28)。

さらには、1992 年には長年の懸案であった科学に基づいた RMP が IWC/SC で合意されたため、この科学的進展により鯨の安全な捕獲枠が計算できるようになった。鯨類の持続的利用がついには可能になったのにもかかわらず、IWC では、それを望まない多数派の意志で RMP を即座に採択することができなかった。多数派反捕鯨国は、拘束力の無い決議によって表面上は RMP を承認する決議を採択した (IWC 1992: 47)。しかし、実際は商業捕鯨の再開を懸念して、その採択を 1994 年まで見送ったのである (IWC 1994: 20; 1995: 23-26)。反捕鯨派はモラトリアム解除をおそれ、今度は

ゲームのルールを科学から動物権と倫理へ変えるという戦略に出たのである (Times 1992)。

このような IWC の不条理な行動がもたらした結果は、1992 年のアイスランド脱退、同年ノルウエーは異議申立てにもとづく商業捕鯨再開を宣言、翌 1993 年には捕鯨を再開するに至らせた。さらには、当時 IWC/SC の議長であったハモンド博士が、IWC/SC の努力の成果である RMP に対する不当な扱いとして議長職を辞任して IWC に抗議をおこなった (IWC 1995: 33)。

一方、日本もアイスランド、ノルウエーと同様に異議申し立てを行っていたが、1985 年米国の圧力によりその撤回を余儀なくされた。米国は、当時日本の遠洋漁業にとってもっとも重要であったアラスカ周辺の底魚漁場の漁獲割り当てを削減するというパクウッド・マグナソン法³¹⁾を用いて、日本に異議申し立て撤回を迫ったのである (小松 2001: 56)。板橋 (1987: 213) によれば、当時、この北洋漁業に直接従事していた漁業者は 12,000 人、水揚げ高は 1,300 億円であり、一方捕鯨に直接従事していた漁業者は 1,300 人、水揚げ高は 110 億円であり、明白な規模の差から日本は北洋漁業を守るという選択をした。その後、日本は鯨類捕獲調査の継続によって、誠実に科学的知見を蓄積し、科学的見地からモラトリアム解除をめざす戦略をとり現在に至っている。

RMP は IWC によって最終的に 1994 年に採択されたが、反捕鯨国はその監督・取締制度 (RMS) 完成まで実施を見送らせることに成功した。このような動きに対し、持続的利用国は RMP 適用に対する遅延工作³²⁾と見なし (Aron, Burke, and Freeman 1999: 24; IWC 1993a: 16; 小松 2001: 213) 警戒を強めている。今日 (2003 年) まで、両派閥の意見の対立から RMS は完成しておらず、モラトリアム解除と商業捕鯨再開への道は閉ざされたままである。さらに一部の反捕鯨国は、モラトリアムの解除と商業捕鯨の再開は別のものであると明言し始めている³³⁾。このような IWC の一連の行動を鑑みれば、IWC が資源管理機関から保護機関へと変遷しつつあり、国際資源管理機関として機能不全の状態に陥ったことを如実に示している。その結果、持続的利用派は IWC に対し失望感をますます強め、両派閥の溝はさらに深まることとなった。

一方、反捕鯨国は全世界からの捕鯨の撤廃を目指し活動を継続しており、この活動過程の金字塔である商業捕鯨モラトリアム解除に応じる気配はない。例えば、1994 年に反捕鯨政策を掲げて新規に加盟したオーストリア³⁴⁾や英国³⁵⁾はそれぞれの IWC 年次会議の開催声明で、「モラトリアム解除のいかなる動きにも反対する」と明確に表明し続けている。このように反捕鯨国は、暫定措置であったはずの商業捕鯨モラトリアムを恒久的なものとするべく、IWC を資源管理機関から保護機関へと多数派の意志で改変させることを望んでいる。

彼らはこの目的を達成するために、特に最近全世界でサンクチュアリー (捕鯨禁止

区域)の制定を求めて熱心に活動しているが、これは仮にも、商業捕鯨モラトリアムが解除され、商業捕鯨再開という彼らにとっては最悪のシナリオに陥った場合の予防的措置であると考えられる。もし、モラトリアムが解除される事態に陥っても、世界全海域が鯨類のサンクチュアリーとして制定されていれば、実質的に捕鯨を行うことができない。よって、この捕鯨を行なわせないための「保険」としてのサンクチュアリー作戦を展開して、全世界から捕鯨を廃絶しようとしている。デイ (Day 1987: 151) によれば、この傾向は 1972 年以来のものであるという。

このサンクチュアリー作戦に沿って、反捕鯨国は、1979 年にインド洋サンクチュアリーの採択にまず成功し、1994 年には、南大洋サンクチュアリー (SOS) を制定し、南氷洋での日本の調査海域に商業捕鯨禁止海区を設けることで日本を牽制した。さらに、反捕鯨国は、1999 年以来南太平洋サンクチュアリー (SPS) を、2001 年以来南大西洋サンクチュアリー (SAS) をも提案して、グローバル・サンクチュアリーを目指した活動を反捕鯨環境保護団体と足並みをそろえて展開している。

特に、SPS に関しては、これが真に南太平洋地域の意志であることを印象付けるために、この提案にあわせて、南太平洋の IWC 未加盟の島嶼国、クック諸島 (2001)、フランス領ポリネシア (2002)、フィジー (2003) らが、それぞれの自国水域での急遽鯨類サンクチュアリーを制定している。さらには、反捕鯨国のモナコ、フランス、イタリアは 1999 年に地中海のリグリア海鯨類サンクチュアリーを制定し、メキシコも 2002 年に自国水域に鯨類サンクチュアリーを制定しており、反捕鯨派は、全水域でのサンクチュアリーの設立と鯨類全面保護が世界世論であることを印象づけようと活発に活動している。

鯨類管理の立場からみれば、SOS は、実際には商業捕鯨モラトリアムがいまだ効力をもつため、単に重複規制措置であるが、このモラトリアム-サンクチュアリー作戦は、反捕鯨宣伝と策略には大きな意味を持っていた。IWC では 1999 年までマスコミが会議を直接に取材することができなかったため、反捕鯨 NGO とマスコミは特殊な共生関係にあった。NGO は会議に 1970 年ごろから参加を許されており、情報へのアクセスがあった。ニュースが必要であったマスコミと PR に熱心であった反捕鯨 NGO は長期にわたり相互に依存し、反捕鯨 NGO が独善的に解釈した会議の要点をマスコミに提供し、これがセンセーショナルリズムと共に世界へと配信された (Kalland 1992: 26)。

反捕鯨派は、決まってモラトリアムを根拠に「鯨絶滅論」を、また、サンクチュアリーを楯に日本の国際法違反を宣伝し続けた。実際はモラトリアムも SOS も商業捕鯨にのみ適用され、科学的勧告を無視して採択されたにもかかわらず、メディアは日本をサンクチュアリー海域で違法に鯨を捕殺している「悪者」として描き続けた。この結果、日本は宣伝戦争に敗れ、捕鯨問題で世界の悪者となったのである (三崎 1986)。日本

は世界で最悪の「環境犯罪国」(Suzuki and Oiwa 1996: 3)の一つであると考えられているため、捕鯨はためらうことなくその犯罪リストに加えられたのである

5.2 多数派工作：第2期（2000年頃－現在まで）

反捕鯨派は絶対的多数をしめ、IWCを思うままに牛耳ってきたが、その力関係はここらまでに変化し始めた。すでにモラトリウム採択のために加盟した国々の多くはIWCを脱退し、また、ある加盟国は持続的利用へとその立場を明確に示し始めたためである。この力関係の変化はSPS提案が採択に必要な4分の3の投票を得られなかった1999年には明確となった。これは、反捕鯨国が、拘束力のない決議の採択に必要な過半数は保ちつつも、IWCで資源保全措置を左右する附表修正案への決定権を失ったことを意味する。その結果、反捕鯨国の懸案であるSPS提案は1999年以来、SAS提案は2001年以来IWCで否決され続けている。

さらに、たとえ科学的根拠があっても、十分な票数がなければ恒久的敗者であるという多数派工作のゲームのルールを理解した捕鯨国が、持続的利用を支持する国や中立的立場をとりえる国に働きかけを始めた。著名な捕鯨国であり、1992年にIWCを脱退したアイスランドが2001年に再加盟を果たした。が、同国の加盟が商業捕鯨モラトリウムに関して異議申し立て付きであったことから、反捕鯨派は同国の加盟を認めず、多数派の力を使ってアイスランドを2001から2002年までの年次会合で投票権のないオブザーバーとして扱ったことから、このアイスランド加盟問題は両派閥にとって新たな火種となり、2002年5月に開催された第54回IWC年次会合では焦点のひとつであった。

反捕鯨派は、異議申し立て付きのまま加盟を認めれば、他の捕鯨国に対して危険な前例³⁶⁾になるとしてアイスランドの加盟を拒否する立場をとり、持続的利用派は、IWCに異議申し立て付き加盟を拒否する権限はないとして、また、アイスランドが加盟すればIWC内の微妙な力関係を有利な方向に傾けられることから、加盟を支持する立場を取り、その投票権をめぐり会議が紛糾した。

さらなる力関係の変化は、米国、ロシアの共同提案の先住民生存捕鯨の捕獲枠が、IWC上初めて否決されたことに象徴される。これは自らが先住民生存捕鯨国でありながら、反捕鯨派のリーダーである米国にとって予期せぬ敗北であり、大事件³⁷⁾であった。利用派は今やその気になれば提案をブロックするだけの票数を持ち、反捕鯨派はもはやIWCの決定を思いのままにすることはできなくなったのである。この捕獲枠をめぐる論争は第54回年次会合のもうひとつの焦点であり、捕獲枠を付与しようとした反捕鯨国と、より公正な扱いを求めてその捕獲枠否定を余儀なくされた持続的利用国が対立した。

その背景には、ASWの捕獲枠は枯渇した資源からの捕獲にもかかわらず、その文

化的必要性から常に捕獲枠を付与され、その一方で、同等の文化的必要性が認められている日本の沿岸地域共同体には、健全な資源からの捕獲にもかかわらず、その「商業性」を根拠に15年連続して暫定救済捕獲枠が否決されてきたという事実がある。日本とその同盟国は、IWCが捕鯨カテゴリーごとに異なる管理方式——ASWには先住民管理方式(AWMP)が用いられ、ホッキョククジラのような保護資源にも捕獲枠が付与されながら、商業捕鯨には、水産学でもっとも保守的な計算方法である改訂管理方式(RMP)を用い、資源が健全な種にも捕獲枠が付与されない——を採用していることは、ダブルスタンダードであり、捕獲枠は資源が持続的に利用できるか否かという見識にもとづいて決定されるべきと要求したのである³⁸⁾。

このASWとアイスランド加盟問題は年次会合で決着せず、同年の10月に招集された特別会合にて決着をみた。米国とロシアのASW捕獲枠の附表修正提案はコンセンサスで採択されたが、それとは対照的に日本の沿岸地域共同体に対する決議提案は、拘束力がないにもかかわらず否決された(IWC 2003b: 10)。このいつものおきまりのパターンの唯一の違いは、日本が沿岸地域共同体に関する要求を今後もASWに関連付けることを恐れた米国が日本提案支持にまわったことであった。

アイスランドのIWC加盟については、その異議申し立て付加盟を認めるか否か、コンセンサスが得られず、投票の結果わずか一票差で、IWCはついにアイスランドを正式に加盟国として認めることとなった(IWC 2003b: 2-6)。これによって、持続的利用派はIWCでの微妙な力関係に影響する貴重な一票を得たのである。2002年には、6ヶ国が新規に加盟し、4カ国が持続的利用派へ、2カ国が反捕鯨派へと加わった。また、新聞報道等によれば、ニュージーランドはギリシアやEU加盟国に鯨保護のために共闘すべくIWC加盟を要請している³⁹⁾。また、反捕鯨NGOのグリーンピースも、EU加盟をめざす東欧諸国のハンガリー、ポーランド、チェコ、スロバキアに捕鯨再開を阻止するための加盟を求めている⁴⁰⁾。現行ではIWCの資源管理措置は科学ではなく、票取りゲームで決められるため、この加盟国の多数派工作はしばらく続く模様である。残念ながら、IWCの加盟国が増えても、どちらかの派閥に組して、ゲームに参加することから、両派閥を仲裁しえるような中間国が増える気配はない。

さらに、クジラをめぐる紛争は、他の国際機関、絶滅のおそれのある野生動植物の種の取引に関する国際条約(CITES)や移動性野生動物種の保全に関する条約(CMS)にも飛び火している。双方の機関とも、結局のところ世界で唯一の鯨類管理機関であるIWCでモラトリアムが施行されているため、IWC管理対象種を保護種としている。このような他の国際機関における鯨類の取り扱いに関して、世界世論が持続的利用であるのか、または保護であるのかという根拠としてたびたびIWCの議論やPRで用いられるため、両派閥ともに重要視し(IWC 2000: 39)、CITESではたびたびミンククジラ等健全な鯨種に関し、ダウンリスティング提案が捕鯨国から提出され、鯨をめぐる

て攻防が続いている⁴¹⁾。

6 対立の構造

世界には様々な文化や価値観をもつ国々が存在する。したがって、国際社会では、立場に違いがあっても、相互の違いを認めながら、誠意を持って互いに歩み寄り、妥協を図って問題を解決して行くのが通例である。この立場をとれば、鯨を利用したい国も保護したい国もお互いの考え方を認め、互いに妥協しながら、鯨の利用を考えることが得策である。しかしながら、このような交渉プロセスは、IWCでは見られず、対決的な姿勢が明確である。先に利用派と保護派の言説を紹介したが、なぜ他の国際機関とは対照的に相互の歩み寄りが見られず、IWCでは深刻な対立に陥っているのだろうか？この背景には、反捕鯨国において捕鯨問題に政治的価値があることが大きく関与していると考えられる。捕鯨問題は未解決のままであるがゆえに、政治的価値があるのである。

鯨は海で人類に匹敵するような特別な動物、だから数にはかかわらず一頭たりとも殺してはならないという言説は、特殊な価値観を反映している。なぜ、このような価値観が鯨類保護に特化した特定団体のものではなく、欧米諸大国に受け入れられ、その政策に反映されるようになったのだろうか？この背景には、捕鯨問題を複雑にしている政治的意図が関与していると考えられる。捕鯨問題が急遽世界の注目を集めたのは、1972年6月の国連人間環境会議で、鯨が環境問題のシンボルとして華々しくデビューしたことによる。この唐突ともいえる鯨の国際環境フォーラムデビューに関し様々な説があるが、当時世界でより重要課題であった、公害、汚染、環境破壊等の「身代わり」として用いられたとする説が有力である（金子 2000; Hamer 2002）

国連人間環境会議で、もともと議題とされたとした問題は米軍がベトナム戦争で使用していた枯葉剤（板橋 1987）、加えて海に投棄していた核廃棄物の処理問題（デービットソン 1975）等であったといわれている。当時、先進国は従来の工業政策の重視から生まれた公害・環境問題等にさいなまれ、一般大衆は破壊されつつあった自然環境への関心を大変高めていた。米国は、国際会議でこれらの問題が取り上げられ、大衆に知りわたれば、1960年代後半から盛んになったベトナム反戦運動、公民権運動、女性解放運動、環境保護運動等の政府に対する大衆抗議運動にさらに拍車をかけ、それらへの対処がさらに困難になることから、議題からはずされることを望んでいた。抗議運動の矛先を変える必要があった米国政府は、その身代わりとして「鯨」を選んだと考えられており、このような政治的意図から、本来は水産資源である鯨を環境分野でデビューさせるべく、数年前から米国は準備を着々と進めていたのである（金子 2000; 小松 2001: 7-9; 梅崎 1999）。

このような背景から、米国政府は「鯨を救え」キャンペーンを展開するようになった環境保護団体に対して、積極的支援を与え、商業捕鯨廃絶は多くの団体の目標となった。国連人間環境会議で、これらの団体は大規模キャンペーンを展開し⁴²⁾、モラトリウム採択に貢献した。そのひとつ世界野生動物基金(WWF)は「鯨類を絶滅から救えなければ、われわれは、人類や、生命を支えている生物圏を救うチャンスなど殆どない」⁴³⁾というスローガンを用いてキャンペーンを展開していた。この官民合同キャンペーン⁴⁴⁾によって、米国は会議の話題を鯨に集中させ、環境のシンボルとしての鯨の売り込みに成功し、1972年商業捕鯨モラトリウムの決議採択に成功した。この過程で、鯨は「エコロジー運動、地球上の全ての種の運命を象徴するシンボル」(Day 1987: 1)として水産資源から政治的資源へと変貌を遂げたのである。

さらに同年10月、米国は海産哺乳動物の水産資源としての一切の利用を禁ずる「海産哺乳動物保護法」を制定し、国内で全面保護する政策を打ち出した。1964年から1967年まで放映されていたNBCの人気TVシリーズ「わんぱくフリッパー」による影響からか、大衆は鯨類を賢くかわいい保護に値する動物としてとらえるようになった。さらに、環境保護団体や反捕鯨運動に特化するようになった団体による大規模な鯨保護キャンペーンは、一般大衆からの支持を得て大変な盛り上がりを見せた。これらの団体は、鯨が一種類しかいない絶滅に瀕した動物であると大衆に信じ込ませ、さらには、大当たりのキャンペーンには不可欠である「敵」の演出も忘れなかった(Spencer, Bollwek, and Morais 1991)。捕鯨問題では外国人の捕鯨者が「敵」であったため、さらに好都合であった。外国人に罪をなすりつけて、危機感をさらに煽ったのである。このようなキャンペーンによって大衆から多額の寄付金を募ることに成功したこれら組織は、飛躍的な成長をとげることとなり(Kalland 1992: 18; Knudson 2001; Lacey and Stewart 2003)。捕鯨問題は、これら団体にとって重要な資金源となったのである(Aron, Burke, and Freeman 1999: 28)。

米国は水産資源として用なしであった鯨、また産業としての価値がなくなっていた捕鯨を政治的に表舞台に持ち出し、国内外で関心を集めることに成功した(小松 2001: 7)。この結果、鯨は政府と反捕鯨団体にとって特別に価値ある存在となった。反捕鯨運動では、鯨を殺す捕鯨者が悪役としてその攻撃対象となったが、日本は主要捕鯨国であった上、アイスランドやノルウェーら他の捕鯨国からも鯨肉を輸入していたため、その格好の標的であった。日本を攻撃目標にできることは、米国にとってはさらに好都合であった。当時日本は驚異的な経済的発展を遂げ、1965年以来対米貿易が黒字となり、米国を脅かす経済大国に成長していた。貿易摩擦から日本をうとましく思っていた米国は捕鯨問題を排日運動の道具として用いたのである(Kalland and Moeran 1992; Stoett 1997; and Totten III 1978)。

さらに、米国政府は急速に圧力「産業」へと成長した環境保護・反捕鯨団体との政

治的取引にも捕鯨問題を利用した。自らの環境政策の不備を国内外でカモフラージュする見返りに、このような団体と協調して捕鯨廃止を訴える戦略をとったのである（金子 2000; Stone 2001: 277; 梅崎 1999）。この取引によって、鯨は政府にとって環境問題に対する「免罪符」としての役割をもつ、貴重な「政治的資源」となったのである。加えて、鯨は政治家個人にとっても、環境保護を訴え、グリーンなイメージで票や選挙資金を集めるのに格好の材料であり、鯨類絶対保護という反捕鯨政策は政府や政治家が自ら何のコストをはらわずにして、多くの利益を生む「戦略資源」となったのである（Aron, Burke, and Freeman 2000: 179）。環境保護・反捕鯨団体にとっての利益は、政府の庇護の下にある捕鯨問題をエスカレートさせて、自らの名を高め、鯨の絶滅等の演出で危機感を作り出し、大衆にアピールすることで寄付運動を展開し、鯨からより多くの資金を回収することであった。この結果、政治・戦略資源としての鯨の地位は確立し、鯨をめぐる政府とこれら NGO の長期にわたる共生関係が築かれることになったと考えられる。

この鯨に与えられた新しい役割に他の国も次々と追従しはじめた。現在、反捕鯨国であるオーストラリアは 1970 年代末まで鯨油生産を目的としていた捕鯨国であった。当初 1974 年、オーストラリアは IWC で科学的情報に基づく資源管理を提唱していたが、1979 年に捕鯨から撤退すると同時に反捕鯨政策へ急遽転向し、反捕鯨国への仲間入りを果たした。その背景には、1977 年にグリーンピースがアザラシキャンペーンで成功を収めた後にオーストラリアに進出し、「鯨を救え」キャンペーンを開始したことに関連があるように思われる。このような動きを受け、政府はさっそく捕鯨査問委員会を発足させ、委員会は 1978 年、政府に捕鯨からの撤退と反捕鯨政策を勧告した。政府はそれを受け、1979 年に捕鯨から撤退、翌 1980 年には鯨保護法を導入、反捕鯨政策の基盤とした（Whales of Australia n. d.）。鯨類に積極的な保護を与えることで、政府は国民に環境問題への意欲的な対処をアピールした。さらには、捕鯨から撤退し IWC からも脱退したオランダ、ニュージーランドも、反捕鯨政策を掲げて、それぞれ 1977 年と 1976 年に IWC に再度加盟している（ギャンベル 2002: 44）。加えて、それぞれ 1994 年と 1998 年に新規に加盟したオーストリアとイタリアも、商業捕鯨の完全撤廃を目的として加盟したという（Aron, Burke, and Freeman 2000: 181）。

これらの例にみられるように、鯨の利用・非利用という対立の影には、政治・戦略資源としての鯨の役割があることに注目すべきである。捕鯨問題が、長期にわたり解決し得なかった理由のひとつには、政治的資源としての鯨の役割が絶大になったことにあるのではないだろうか。鯨があまりに影響力のある環境のシンボルとして確立してしまったがゆえに、そして、捕鯨紛争というコンテキストの中でのみこのシンボルが効果的な役割を果たし得ることから、IWC での妥協もなく、捕鯨問題は約 30 年の長きにわたり継続し、鯨は政治・戦略資源としての利用され続けてきたのである。

反捕鯨国の視点にたてば、捕鯨問題は継続させておくほうがはるかに有益である。捕鯨問題があるかぎり、鯨は全面保護することで環境問題の「免罪符」となりえるし、さらには経済大国である日本への圧力―が、実際はIWCの外の二国間、多国間協議で捕鯨が大きな問題になることはほとんどない（Goodman 1997: 547）―にもなりえるのである。一方、環境保護団体は、資金集めの大スターを失う。捕鯨問題が「捕鯨禁止」によって解決されてしまえば、政府も環境保護団体も鯨からは得るものはホエール・ウオッチング産業以外には何もなく、現在鯨から得ている様々な利益を鑑みれば、その恩恵はあまりにも少ないと考えられる。保護派の真のゴールはかつて言われてきたような、全世界での捕鯨の終焉ではなく、実は「捕鯨問題の継続」にあり、鯨を政治・戦略資源として利用し続けることにある。言い換えれば、捕鯨問題の根底にあるのは、水産資源と観賞資源との価値的対立ではなく、水産資源と政治・戦略資源との価値的対立なのである。

7 終わりに

人類はその未来について自らと自然との関係を模索し、従来の消費的利用を中心とした人と自然の関係を再考する過程で、ありのままの自然や風景の美しさにも価値があり、自然環境を非消費的に利用するという資源利用の新たな側面を見出すこととなった。さらには、このような意識は先人より受け継いだ自然を健全なカタチで未来へと伝えるという世代間倫理の認識にもつながり、この脈絡で、資源とは何なのか、そして誰が資源をどのように用いるべきなのかといった問いが改めてなされることになった。

鯨類資源に関しても、このような問いかけがなされ、この高度回遊性資源の利用を巡り、現在世界は2分されている。一方は、過去の不幸な大規模捕鯨産業による乱獲の歴史を踏まえて、多くの鯨類がいまだ絶滅の危機にあるとし、もし商業捕鯨が再開されれば、鯨類資源は危機的状況に再び追いやられるとの憂慮から、鯨類の利用はその資源量にかかわらず非消費的利用のみにとどめるべきであると主張する鯨類絶対保護の立場である。他方は、感傷的理由による鯨類の絶対保護に反対し、資源状況が悪い鯨類は保護すべきであるが、持続的に利用が可能な鯨類に関しては、従来からの消費的利用は当然許されるべきであり、伝統的資源利用者の権利を尊重すべきと主張する持続的利用の立場である。

この鯨類資源の利用に対する価値的対立は、現在、鯨類に関して唯一の世界的規模の管理機関であるIWCにおいてもっとも顕著である。鯨類絶対保護論者は、過去には鯨類が誰の所有物でもなかったために、過剰利用されるに至ったことから、「人類の共有財産」をキーワードとして、鯨類は世界全ての人々の財産であるのと議論を展

開し、鯨は致死の利用を求めるたかだか数ヶ国の意志によって捕殺されるべきではなく、その利用にはIWCのような機関での世界的な合意が必要であると主張している。そのため、IWCで鯨類の非消費的利用を新世界秩序として確立させようと多数派の力を用いて積極的な活動、例えば、鯨類資源への利用者のアクセスを拒否する手段である商業捕鯨モラトリアムの採択とその維持、を展開し、少数派の「人類の共有財産」である鯨の消費的利用を認めない方針を貫きつつ、自らは政治的資源として鯨類の活用を続けている。

残念ながら、鯨類の非消費的利用こそが唯一の正当な利用法であり、安全で持続的利用が可能であっても、その消費的利用は認められないという立場と、非消費的利用と消費的利用は両立しえるものであり、持続的利用が可能であるなら、消費的利用も認められるべきとする立場に妥協は見出せそうにない。両者の価値的対立は、1996年のIWC年次会議の英国政府による開催声明に象徴される。「…ある資源が持続的に利用できるからといって、その資源を利用しなければならないということにはならない。…IWCにおける英国の意志は、生きている鯨を尊び、鯨類の利用は非致死の利用とすることであり、このような意志は、鯨類を捕殺したいと考えている諸国の意志と同様に価値あるものである(IWC OS 1996)」。カラン(1992)が言及しているように、IWCは「価値観のトーナメントの場」と化していて、その対立に収拾がつかない状況にあり、捕鯨問題の早期解決は難しいと考えられる。

資源の多面的利用を通じて、人々はその非消費的価値を再発見したわけであるが、この対立で従来資源を多面的に利用してきた伝統的な資源利用者の鯨類へのアクセスまでもが否定されてしまったことは大変不幸な出来事であった。伝統的な利用者は、鯨を捕らえて食用とする消費的利用の長い歴史を持っているが、利用者は、鯨類を単に物質的資源としてとらえてきただけではない。捕鯨という行為は独自の宗教観や世界観と密接な関わりを持ち、鯨製品を用いて、多様な食文化を発達させ、鯨肉の分配によって共同体のアイデンティティや家族の絆を強めるといった捕鯨文化を築きあげてきた。伝統的資源利用者は、鯨類をこのようなかたちで多面的に利用し、密接な関係を築いてきたが、絶対保護論者はこのような人と鯨の関わりも、消費的利用であるがゆえに認めていない。

保護論者は、「人類の共有財産」として未来の世代のために鯨類を保護すべきとする世代間倫理を楯に絶対保護を主張し続けるかもしれないが、まったく妥協を受け入れず、自らが政治・戦略資源として独占的に鯨類を利用するために紛争を長引かせる、といった対応には問題がある。なぜならば、このような利己的欲求のために、日々の糧として安全で、栄養価のある食材として十分に確保が可能であり、利用者の意志で選ばれた食料である鯨類へのアクセスを否定することは、FAO等の国際機関で認知されている元来すべての人に保証されている基本的人権や食の安全保障を蹂躪する行為

であるのみならず、このような行動は、鯨類管理の附表修正は鯨生産物の消費者の利益に配慮しなければならないとする ICRW 第5条2項にも違反する。さらには、鯨類の公平な利用を拒絶することは、現在の世界的な資源利用戦略である持続的開発の原理にも逆行する行為である。しかしながら、鯨類資源を政治的資源として利用しつづけたという明確な政治的意志により捕鯨紛争は30年の長きにわたり継続し、鯨類資源の公平な利用が妨げ続けられている。捕鯨問題を考えるおり、我々は紛争継続によって長期にわたり資源利用の権利を否定されてきた伝統的な資源利用者の存在を決して忘れるべきではない。

注

- 1) 国際捕鯨取締条約 (ICRW) は1946年に締結、1948年効力が発生し、同年国際捕鯨委員会が発足した。この条約は3部 (本文、附表、資源分類表) および付録から構成される。資源量等により捕鯨の実態は変化する可能性があるため、その捕獲頭数等の実質的な管理・保全規制は附表に記載されている。この附表修正で特に第5条にかかわる変更はIWC年次会合で投票権をもつ3/4の締約国の合意を要する。附表修正によって決定された管理・保全措置には締約国は従わなければならないが、自国に不都合な附表修正が多数決で承認された場合、条約5条第3項により、締約国は異議申し立てを行うことができ、申し立てを行った国は決定に従わなくてもよい (大隅2003)。
附表修正等IWC年次会合の意思決定は、コンセンサスまたは投票によっておこなわれる。議長が議論の進捗状況をみて、コンセンサスがあれば投票は行われませんが、締約国からコンセンサスに反対する意見や投票を求める意見がだされた場合は投票が行われる。
また、締約国は決議 (附表修正とは異なる勧告等の意志表示) を年次会合に提出できる。決議に関しても、その採択はコンセンサスまたは投票によってなされるが、投票の場合は附表修正とは異なり、1/2の合意のみの単純多数決で可決される (ICRW 第3条第2項参照)。但し、締約国は採択された決議勧告に従う義務はない。
- 2) Aron, Burke, and Freeman (2000: 181) によれば、IWC紛争の原因はこのような条約参加規程の不備にあるという。
- 3) 先住民生存捕鯨で認可されている捕獲枠 (2003 - 2007年度) は以下のとおり (IWC 2003a: 137-140) :
アラスカ-ロシア先住民によるホッキョクジラの捕獲枠は280頭を越えてはならない。
ロシア-アメリカ先住民によるコクジラの捕獲枠は620頭、また、毎年140頭の捕獲を超えてはならない。
グリーンランド先住民によるミンクジラの捕獲枠は中央系統群から毎年12頭、西グリーンランド系統群は毎年175頭、およびナガスクジラの捕獲は19頭を越えてはならない。
セント・ビンセントおよびグレナディーン諸島のベキア住民によるザトウジラの捕獲枠は20頭を超えてはならない。
- 4) 北西太平洋海産哺乳類委員会 (NAMMCO) は、NAMMCO条約締結により1992年設立された。ノルウェー、アイスランド、グリーンランド、フェロー諸島がメンバーであり、北西太平洋における海産哺乳類の資源管理、保全、研究を共同で行う国際組織である。現在は、海洋生態系研究に関する最新の手法や生態系における海産哺乳類の役割等の研究を主に行って

いる。<About NAMMCO; <http://nammco.no/>>

ちなみに、2003年のノルウエーの捕獲枠は711頭であった。

- 5) 日本は南氷洋でクロミンクジラ 440 頭 (2002 - 2003 年) を捕獲、北西太平洋で、ミンクジラ 100 頭、ニタリクジラ 50 頭、イワシクジラ 50 頭、マッコウクジラ 10 頭 (2003 年捕獲枠)、その他に同水域の沿岸調査でミンクジラ 50 頭 (2002 年より開始) を捕獲している。クロミンクジラの資源量は 1990 年に 76 万頭で、健全であることが IWC/SC によって合意されており (IWC 1991: 19-20)、1992 年に IWC で合意された捕獲枠計算法 (RMP) を用いれば、その捕獲枠は年間約 2,000 頭である (IWC 1993b; 田中栄次 2002: 49)。但し、現在 IWC/SC は最新の資源量推定を進めており、南極海での調査の結果が入手できしだい、包括的評価を行い新しい推定値を定める予定である。

北西太平洋のミンクジラの資源量推定は 2,5000 頭で、健全であることが 1991 年 IWC/SC によって合意されている (IWC 1992: 21)。日本は過去 15 年間 (1987 年から 2002 年まで) この資源を対象とし 50 頭の暫定救済捕獲枠を求めてきたが、否決され続けてきた。

また、北西太平洋ニタリクジラの資源量推定は約 23,700 頭であることが IWC/SC によって 1996 年に合意されており (IWC 1996: 24)、水産庁によれば、マッコウクジラの資源量推定は 102,000 頭 (Kato and Miyashita 1998) であるが、IWC/SC では合意に至っていない。これら資源に対する捕獲比率はミンクジラ (100 頭の捕獲) で 0.4%、ニタリクジラ (50 頭の捕獲) で 0.2%、マッコウクジラで 0.01% (8 頭の捕獲) である (水産庁 2001)。また、イワシクジラの資源量推定は、28,400 頭 (Government of Japan 2002: 57) とされているが、IWC/SC では合意に至っていない。日本政府は IWC/SC で合意されていない鯨種の捕獲も第 2 期北西太平洋鯨類捕獲調査 (JARPNI) における該当水域での漁業と鯨類の競合関係の解明において、それらの鯨種のバイオマスの大きさを考えて必要であるとし、調査のための捕獲はその数がわずかであることから、資源に影響がないとしている。

また、日本政府はいずれの鯨種もその推定資源量から持続可能な捕鯨の対象種となると考えている (Government of Japan 2002: 26)。

ノルウエーが捕獲対象としているのは北大西洋ミンクジラであり、1996 年の IWC/SC の合意資源量推定は約 118,000 頭であり (IWC 1997: 30)、その最新資源量推定は約 149,000 頭 <<http://iwcoffice.org/Estimate.htm>> とされており、健全な資源とされる。ノルウエーの捕獲枠は 1992 年に IWC で合意された捕獲枠計算法 (RMP) を用いて計算され、さらに NAMMCO 科学委員会でも検討されており、2003 年の捕獲枠は 711 頭である。

6) 改訂管理方式 (RMP)

1994 年に IWC で採択されたヒゲクジラを対象とする商業捕鯨のための安全管理方式で、その開発と採択には 15 年の年月を要した。RMP は、年間の捕獲限度量を制限する制度を採用しており、RMP に必要とされる情報は、その資源からの過去の年ごとの捕獲頭数、目視調査等で得られる資源量推定値およびその推定精度である。が、RMP における実際の捕獲限度量は海区別に設定されるため、その運用にはさらなる情報、海区と系統群の関係等、が必要となる。(詳細は小松 2001: 206-212; 田中栄次 2002: 45-49 参照)

7) 改訂管理制度 (RMS)

RMP 実施時における管理取締制度。操業時に国際監視員を乗船させることには合意をみているが、その費用の分担、任務、報告方法等で反捕鯨国と持続的利用国で対立している (詳細は小松 2001: 212-213 を参照)。

- 8) Agenda 21, パラグラフ 17.46. May 1, 2003. <<http://un.org/esa/susdev/documents/agenda21/english/agenda21/toc.htm>>

- 9) FAO の食料安全保障のための漁業の持続的貢献に関する京都宣言および行動計画 (1995) のパラグラフ 12-14 および責任ある漁業の行動規範 (1999) の前文およびパラグラフ (c)

京都宣言: May 1, 2003. <<http://www.fao.org/fi/agreem/kyoto/kyoe.asp>>

責任ある漁業の行動規範: May 1, 2003. <<http://www.fao.org/DOCREP/005/X2220E/X2220E00.H> TM>

共に、『漁業に関する国際条約集』新水産新聞社 1999 年に再録されている。

- 10) 1998 年フィンランド政府 IWC 開会声明 (IWC OS 1998c), 1997 年英国政府 IWC 開会声明 (IWC OS 1997c), 1997 年 - 1999 年オーストラリア政府 IWC 開会声明 (IWC OS 1997a; 1998a; 1999a) 等。

- 11) 米国政府はマカー族のために 1996 年の IWC で捕獲枠を求めたが、他の反捕鯨国の反対にあり提案を取り下げ、1997 年まで先送りし、捕獲枠を得た経緯がある。

ニュージーランド政府は 1997 年の IWC 開会声明で、先住民生存捕鯨で捕殺されるクジラの数も最小限にすべきと明言している (IWC OS 1997b)。また、オーストラリア政府は 2000 年の開会声明で先住民生存捕鯨の捕獲枠付与において、文化的、生存の必要性のクライテリアを明確化するように求めている (IWC OS 2000a)。

もっとも最近の訴訟は、2002 年 1 月に動物基金、米国人道協会等らがマカー族にコククジラ捕獲を認めた米国政府に対し、環境保護および海産哺乳類保護法に違反しているという告訴である。同年 12 月裁判所は最終的に原告側の主張をみとめ、両法律に違反しているとし、米国政府に環境インパクトアセスメントを命じ、コククジラ捕獲を中止させる決定をおこなった。マカー族は 1997 年に IWC より捕獲枠を得て以来、1999 年に 1 頭しか捕獲をおこなっていない。詳細は以下を参照:

1997 Meetings of the International Whaling Commission: Besides Makah, Same Procedure as Last Year. May 1, 2003. <<http://highnorth.no/news/nedit.asp?which=153>>

Makah and the Courts. May 1, 2003. <<http://worldcouncilofwhalers.com/makah-n-data-courts.htm>>

- 12) 反捕鯨国は、1987 年以来 (時間切れのため決議採択が行われなかった 2002 年を除いて) 毎年 IWC 年次総会で非致命的調査の中止、再考、または自粛を求める決議を採択している (小松 2001: 259; 決議の全文はそれぞれの年の議長報告書を参照のこと)。

- 13) 米国は、1993 年のノルウエーの商業捕鯨再開に関して、ベリー修正法*で証明したが、制裁は行なわなかった。この他にも、1986-87 年異議申し立ての下での捕鯨に対し、1987 年 10 月ベリー修正法の証明をおこなった。これを受けて、ノルウエー政府は 1987 年度を最後に、商業捕鯨を一時中断した。また、1988-90 年および 1992 年にノルウエーの捕獲調査に関してそれぞれ証明が 1990 年、1992 年におこなわれ、1993 年の商業捕鯨再開でも証明が行われたが、いずれの場合にも実際の制裁措置は課されなかった。

ノルウエーは 2002 年アイスランドへ鯨肉の輸出を、また 2003 年にはデンマークの自治領であるフェロー諸島へ輸出を開始したが、今のところ米国からのベリー修正法等の表立った動きはない。しかし、ノルウエーが意欲を示している日本への鯨肉輸出が開始されれば、再度制裁の脅威にさらされる可能性は十分にあると考えられる。

*ベリー修正法: 1978 年制定の米国の国内法で、国際漁業機関等が実施している国際保存管理措置の有効性を減殺する行為を行っている国に対し、米国が一方向的な制裁ができる法律。主な内容は「絶滅の危機に瀕した種について、その国際的な保全措置の有効性を減殺していると商務長官または内務長官より証明された国に対し、大統領は当該国からの野生生物製品の輸入を禁止することができる」というものである。大統領は制裁を発動するか否かを証明後 60 日以内に議会に報告することとなっている (小松 2001: 247)。

- 14) アイスランドは2003年6月に開催される第55回IWC年次会合で捕獲調査計画を提出の予定であり、本来調査計画書は、締約国政府にのみ回章され、会議までその内容は機密扱いであるが、その情報が反捕鯨団体へ漏洩した模様であり、4月3日付けの世界野生生物基金(WWF 2003)のプレスリリースによれば、アイスランドはその調査計画において北大西洋でナガスクジラ100頭、イワシクジラ50頭、ミンククジラ100頭をおそらく2003年より捕獲する予定である。
- 15) IWCは1999年に本件について、スイス政府が提出したIWCは小型鯨類を管轄するという法的分析に関して本会議で議論しているが、決着はつかなかった。小型鯨類を管轄する権限があると発言した政府は、スイス、スウェーデン、オランダ、英国、ニュージーランド、オーストリア、米国、モナコ、ブラジル、ドイツ、イタリアであった(IWC 1999: 42)
- 16) 1980年オーストラリア政府IWC開会声明(IWC OS 1980a), 1988年ニュージーランド政府IWC開会声明(IWC OS 1988)
- 17) 1980年ニュージーランド政府IWC開会声明(IWC OS 1980b)
1993年オーストラリア政府IWC開会声明(IWC OS 1993)
1997年オーストラリア政府IWC開会声明(IWC OS 1997a)
1997年英国政府IWC開会声明(IWC OS 1997c)
- 18) 1997年オーストラリア政府IWC開会声明(IWC OS 1997a)
1998-99年ニュージーランド政府IWC開会声明(IWC OS 1998d; 1999c)
2000年英国政府IWC開会声明(IWC OS 2000c)。
- 19) もっとも最近用いられた絶滅論の例は、メキシコ政府と三菱が共同でおこなっていたカリフォルニアの塩田開発プロジェクトからコククジラを守ろうとするものである。科学的にはコククジラ資源にあたる脅威はないとしながら、絶滅論の支持者たちによって、プロジェクトは中止に追い込まれた(Lacey and Stewart 2003)。
- 20) 反捕鯨国や反捕鯨NGOが決まって引用するのが、IWC/SC報告書(1998b)の101ページのパラグラフの一部である(下線部)。全てのパラグラフは以下:
Finally, the results of the JARPA programme, while *not required for management under the RMP*, have the potential to improve the management of minke whales on the Southern Hemisphere in the following ways (1) reductions in the current set of plausible scenarios considered in Implementation Simulation Trials; and (2) identification of new scenarios to which future Implementation Simulation Trials will have to be developed.
Implementation Simulation Trials: RMPの適用試験
- 21) 権利の乱用については、2000年のIWC会合で始めて米国、オーストラリアらによって始めて持ち出され、その根拠としてTriggs (2000) が用いられていた。それに対し、日本政府は2001年の会合でそれに反論する論文2点(Greenberg, Hoff, and Goulding 2001; Iino 2001)を提出し、調査が鯨類科学に貢献していることおよび調査は科学目的に行われていることを根拠に、権利の乱用にはあたらないと反論した(IWC 2001: 29)。
- 22) 2002年5月WWF米国支部によって、「調査捕鯨に関する日本政府への公開書簡」という広告がニューヨークタイムズに記載された。公開書簡は、日本の調査が科学として信頼のおける水準に達していないとして、日本の捕獲調査を批判し、21名の高名な科学者がこのステートメントに合意するとして署名している。全文は以下のInternational Network for Whaling Researchのホームページで閲覧可能。July, 10 2003
<http://ualberta.ca/inwr/issues/under_the_microscope.htmls>
- 23) IWCは1998-99年に鯨肉消費に関する決議(IWC Resolution 1999b; 2000a)を採択している。

- 反捕鯨国によって提案されたこの決議は、より中立的な言い回しに修正され採択をみた。
- 24) 反捕鯨運動を食品汚染の立場から推進している団体のひとつに、「食品汚染を考える市民の会」があり、その2002年の開会声明（IWC/54/OS SF）で、他の食品と比較しても、もっとも汚染が少ない南氷洋産の鯨肉（小松 2001: 120 参照）と他海域での鯨肉に関しその汚染度を区別することなく、商業捕鯨に一貫して反対する立場をとっている。
- 25) Solutions, Stop Whaling, Campaigns. Greenpeace International Home Page. May 1, 2003. <http://www.greenpeace.org/international_en/campaigns>, 1999年オーストラリア政府 IWC 開会声明（IWC OS 1999a）。IWC 反捕鯨国らは、現在はモラトリウムが施行されているため、捕鯨よりも環境変化が鯨類に与える影響が大きいと考えている。このような背景から、反捕鯨国を中心とし、IWC は1998年に環境変化と鯨類に関する決議（IWC Resolution 1999a）を採択しており、以後の IWC 会議に「環境に対する配慮」という議題を追加させた（IWC 1998c: 31）。さらには、反捕鯨国は日本ら持続的利用国の反対にも関わらず、鯨類と環境汚染に関する調査プログラムである、POLLUTION2000+ に関し、優先調査分野としての決議（IWC Resolution 2000b）を採択し、予算配分を行った（IWC 1999: 29-33）。2000年の会議でも、汚染、環境が鯨類管理に必要であるとする決議（IWC Resolution 2001a 及び 2001b）を採択している。
- 26) どの国を中間国とするかは、投票態度で判断をおこなっているが、態度が一定ではなく、変化するためにその判断が難しい。判断の条件として、通常は反捕鯨国と同様の投票態度をとっているが、2000年以来 SPS 提案に2001年以来 SAS 提案に対し棄権をおこなってきた国で、日本の沿岸小型捕鯨提案に対し、1997年以来賛成または棄権した国をもって中間国とした（ちなみに持続的利用国は SPS,SAS に反対、小型には賛成；反捕鯨国は SPS,SAS に賛成、小型には反対）。SPS, SAS に対し棄権した国は、アイルランド、オマーン、モロッコであり、そのうち沿岸小型捕鯨提案に賛成したのは、オマーン（1997年以来賛成）、モロッコ（加盟した2001年以来賛成）の2カ国であり、アイルランドは、棄権および反対している。（1997-1999年は棄権、2000 - 2002年は反対）カテゴリーに必ずしも当てはまらないが、アイルランドは、仲裁提案国として中間国とし、モロッコは2001年の加盟時に、持続的利用賛成、RMS 早期採択を求めるステートメントを出しているが（IWC 2001:5）、かならずしも持続的利用派と同様の投票態度をとっておらず、棄権が多いことから、中間国とした。
- 27) 1997年モナコ公国で IWC49 回会合が開催された折の、レニエ大公の開催歓迎スピーチ。IWC を脱退した捕鯨国が、条約外捕鯨をおこなうことは鯨類への脅威であると述べている。
- 28) アイルランド提案の詳細については、小松（2001: 222-224）を参照のこと、主な項目は以下：
- 1：RMS 採択
 - 2：沿岸に限定した捕鯨の再開（但し、公海は禁止）
 - 3：鯨肉消費の地域限定（但し、国際取引は禁止）
 - 4：鯨類捕獲調査の段階的禁止
- 29) Spencer, Bolluwiek, and Morais（1991）によれば、反捕鯨団体であるグリーンピースが経費をすべて支払い、少なくとも6カ国を加盟させたという。また、Stroett（1987: 77）によれば、チリ、アルゼンチン、ペルー、大韓民国、フィリピンの IWC 加盟は米国の圧力による。
- 30) 1997年英国政府 IWC 開会声明（IWC OS 1997c）。反捕鯨 NGO は鯨類の非消費的利用を推進する Whale Alive 会議を IWC の下で1983年に開催し（IWC 1984:26）、この会議は、鯨類の非消費的利用は消費的利用よりも産業として生産性が高いことを示すことを目的にしており（Day 1987: 151; WWF n. d.）、捕鯨撤廃のための布石と考えられる。
- 31) バクウッド・マグナソン法は、1979年に成立した米国の国内法で、「国際捕鯨取締条約の規制効果を減殺した国に対し、アメリカ200海里内の漁獲割当を初年度50%削減し、2年目は

- ゼロにする」としている（板橋 1987: 213）。日本は米国の要求どおり、異議申し立てを撤回したが、結局その2年後にはアメリカの200海里内から日本漁船は締め出され、底魚と捕鯨双方を失った（小松 2001: 56）。
- 32) さらにオーストラリアは、RMS と RMP を認証する提案には反対票を投じると明言している。その理由として、RMS と RMP は商業捕鯨を認可するためのものであると述べている（Media Statement 1997, Senator Robert Hill, Minister of Environment, Government of Australia）。
- 33) 1996 年英国政府 IWC 開会声明（IWC OS 1996）では、モラトリウム解除にいたらない RMS の採択にのみ応じると述べ、1999 年ニュージーランド政府 IWC 開会声明では、RMS がモラトリウム解除のための前兆とは考えたくないとしている。（IWC OS 1998d）。
- 34) 1999-2001 年オーストラリア政府 IWC 開会声明（IWC OS 1998b; 1999b; 2000a）
- 35) 1999-2001 年英国政府 IWC 開会声明（IWC OS 1998e; 1999d; 2000c）
- 36) 反捕鯨国は現在 IWC に加盟している捕鯨国が一度脱退し、アイスランドのように異議申し立て付きで再加盟をすること、および持続的利用に賛同する前捕鯨国が異議申し立て付きで再加盟をすることの双方について懸念している。
- 37) 米国は、IWC がホッキョククジラの資源状況が悪すぎるとして、IWC/SC の捕獲禁止勧告に従い 1977 年にその捕獲を禁止したにもかかわらず、IWC では種の保存という生物学的要素よりも文化的要素を優先させるべきとして、1979 年にアラスカ先住民のためにホッキョククジラ捕獲枠を獲得することに成功している（Gambell 1982: 2）。それ以降米国の先住民生存捕鯨の捕獲枠が否決されることはなかった。ロシアへのホッキョククジラの枠は 1997 年に初めて付与されたが、米国がこの系統群に関する捕獲枠をすでに有していたことからロシアに分ける形となった。一方で、米国はロシアが有していたコククジラの捕獲枠をマカー族に付与する必要があったため、ロシアから分けてもらったという背景がある。
- 日本ら持続的利用派は兼ねてから、日本の沿岸捕鯨に反対しながら、IWC でもっとも資源状態が悪いとされてきたホッキョククジラの捕獲を認めさせてきた米国の立場はダブルスタンダードであるとして不満に思ってきた（Martin 1998: 348）。今回、持続的利用派は、米国の主要捕獲対象種であるホッキョククジラが保護資源であることを鑑みて、その捕獲枠は従来付与されていた5年間ではなく、基本的には3年間とし、後の2年間はIWC/SCの科学的レビューによって、付与を決めるという妥協案を示した。が、米国が強硬に拒否したことから、オリジナル提案の否決をみることになり、ロシアもこの論争に巻き込まれる結果となった。
- 38) 水産庁プレスリリース「沿岸小型捕鯨と原住民生存捕鯨に関する日本の立場」平成 14 年 5 月 24 日
- 39) ニュージーランド、プレス社（2002 年 6 月 11 日）の記事によれば、政府主催昼食会においてクラーク首相はギリシア大統領に IWC で鯨類保護のために共闘するため加盟を求めた。また、ドミニオン・ポスト（2003 年 1 月 23 日）の記事によれば、EU 諸国も鯨を守るため IWC に加盟すべきだとの意見を掲載している。
- 40) 時事通信社（2003 年 5 月 1 日）の報道によれば、持続派推進 NGO である IWMC による情報として、グリーンピースが、IWC の反捕鯨派に加わるように、ポーランド、チェコ、スロバキア、ハンガリーらに働きかけを行っているという。
- 41) 日本はミンククジラ等のダウンリスティング提案（付属書ⅠからⅡに引き下げ、貿易規制を緩和する）を 1998 年以来おこなっており結果は以下（水産庁 2002）：
- | 1998 年 | 賛成 | 反対 | 棄権 |
|-------------|----|----|----|
| 北西太平洋ミンククジラ | 45 | 65 | 7 |
| 南氷洋ミンククジラ | 53 | 59 | 5 |

2000 年	賛成	反対	棄権	無効
北西太平洋ミンククジラ	43	63	3	2

2002 年	賛成	反対	棄権	無効
北西太平洋ミンククジラ	53	66	5	
北西太平洋ニタリクジラ	43	63	3	2
北半球ミンククジラ	41	54	5	6

- 42) Day (1987: 93) によれば、地球の友はロンドンのハイド・パークで鯨デモをおこない、関係者によれば参加者は2万人に近く、当時としては最大の動物権に関する決起集会であり、モラトリウム成立を確信していたという。また、梅崎 (1999) によれば、ストックホルム郊外のスカブネス草原のテント村から、モラトリウム討議当日の朝に出発した NGO デモ隊は約 2,000 人、一般の市民も巻き込んで会議場へとなだれこんだ。
- 43) 1965-1987 年まで IWC において WWF のスポークスマンを務めたピーター・スコット氏のステートメント。会議において、WWF は大きなクジラ風船を用いて商業捕鯨反対のデモをおこない、一般の関心を集めた (WWF n.d.)。
- 44) 梅崎 (1999: 63) によれば、商業捕鯨モラトリウム採択のため、約 2000 人の NGO をストックホルムに送り込み、環境会議に出席させ、さらに議場外で反捕鯨集会とデモを行わせたのは、米国の意図であったという。

文 献

秋道智彌

1999 「自然はだれのものか」秋道智彌編『自然はだれのものか』pp. 4-20, 京都: 昭和堂。

Aron, W., W. Burke, and M. Freeman

2002 Scientists versus Whaling: Science, Advocacy, and Errors of Judgment. *BioScience* 52 (12): 1137-1140.

2000 The Whaling Issue. *Marine Policy* 24:179-191.

1999 Flouting the Convention. *Atlantic Monthly* (May): 22-29

Barnes, R. H.

1994 Lamarela, A Subsistence Whaling Village in Eastern Indonesia. In *Wildlife and Local Culture: The 4th International Whaling Symposium Report*. Tokyo: The Institute of Cetacean Research.

Barstow, Robbins

1991 Whales Are Uniquely Special. In N. Davies, A. M. Smith, S. R. Whyte, and V. Williams (eds.) *Why Whales*, pp. 4-7. Bath, U.K.: The Whale and Dolphin Conservation Society.

Butterworth, D. S.

1992 Science and Sentimentality. *Nature* 357 (18): 532-534.

デービットソン, M. C.

1975 「捕鯨—その禁止運動の光と陰」『マイファミリー』29: 44-51.

Day, David

1987 *The Whale War*. Vancouver: Douglas & McIntyre, Inc.

Dolar M. et al.

- 1994 Directed Fisheries for Cetaceans in the Philippines. SC/45/O27. In *Annual Report of IWC* 44
The Dominion Post
- 2002 Whale Protection. January 22, 2003. Wellington, NZ.
- Food and Agricultural Organization of the United Nations (FAO)
- 1995 Kyoto Declaration and Plan of Action on the sustainable contribution of fisheries to food security.
<<http://www.fao.org/fi/agreem/kyoto/kyoc.asp>>
- 1997 Review of the State of World Fisheries Resources: Marine Fisheries. *FAO Circular* No.920.
- 1999 The Roma Declaration on the implementation of the Code of Conduct for responsible fisheries.
<<http://www.fao.org/DOCREP/005/X2220E/X2220E00.HTM>>
- Fosså, Ova
- 1995 A Whale of Dish: Whalemeat as Food. In H. Walker (ed.) *Disappearing Foods*, pp. 78-102.
Devon: Prospect Books.
- Freeman, M. M. R. and Urs P. Kreuter
- 1994 Introduction. In M. Freeman and U. Kreuter (eds.) *Elephant and Whales*, pp. 1-16. Postfach,
Switzerland: Gordon and Breach Science Publishers.
- Fuller, Kathryn S.
- 1991 Letter to the Ambassadors of Whaling Nations, dated May 24. Washington, WWF.
- ギャンベル, レイ
- 2002 「捕鯨:過去,現在,そして未来」『捕鯨問題と海洋生物資源の合理的利用』pp. 39-52, 東京:
日本鯨類研究所。
- Gambell, Ray
- 1982 The Bowhead Whale Problem and the IWC. In G. Donovan (ed.) *Aboriginal/Subsistence
Whaling* (with Special Reference to the Alaska and Greenland fisheries), pp. 1-6. Reports of the
International Whaling Commission, Special Issue 4.
- Goodman, Dan
- 1997 Book Review: The International Politics of Whaling. *Marine Policy* 21 (6): 547-549.
- Government of Japan
- 2002 "Research Plan for Cetacean Studies in the Western North Pacific under Special Permit (JARPN
II); (SC/54/O2)." A paper presented at the IWC54/SC.
- Greenberg, E. V., P. Hoff, and M. Goulding
- 2001 "Japan's Whale Research Program and International Law." IWC/53/10. Paper submitted at the
IWC 53.
- Greenpeace
- 1999 "Greenpeace denounces Japan's illegal whale hunt." Press release November 9. May 1, 2003.
<<http://www.greenpeace.org/pressreleases/oceans/1999nov9.html>>
- n. d. Japanese whaling, Stop Whaling, Campaigns. Greenpeace International May 1, 2003.
<http://www.greenpeace.org/international_en/campaigns>
- Hamer, Mick
- 2002 The Fiftyth Rich: How Developed Nations Plotted to Undermine Global Pollution Controls. *New
Scientist* Jan 22:7.
- ICRW (International Convention for the Regulation of Whaling)
- 1998 (1946) 「国際捕鯨取締条約 /ICRW」『漁業に関する国際条約集』pp. 258-303, 東京: 新水
産新聞社。

Iino, Yasuo

- 2001 "The Truth about the Japanese Minke Whale Research Program in the Antarctic Ocean."
IWC/53/11. A paper submitted to the IWC 53rd meeting.

板橋守邦

- 1987 『南氷洋捕鯨史』東京：中公新書。

IWC (International Whaling Commission)

- 1982 Chairman's Report of the Thirty-Third Annual Meeting. *Report of the International Whaling Commission* 32:17-42.
- 1991 Chairman's Report of the Forty-Second Annual Meeting. *Report of the International Whaling Commission* 41:11-50.
- 1992 Chairman's Report of the Forty-Third Annual Meeting. *Report of the International Whaling Commission* 42: 11-50.
- 1993a Chairman's Report of the Forty-Fourth Annual Meeting. *Report of the International Whaling Commission* 43: 11-54.
- 1993b Annex I: Report of the Working Group on Implementation Trials. Report of the Scientific Committee. *Report of the International Whaling Commission* 43: 153-196.
- 1994 Chairman's Report of the Forty-Fifth Annual Meeting. *Report of the International Whaling Commission* 44: 11-54.
- 1995 Chairman's Report of the Forty-Sixth Annual Meeting. Report of the International Whaling Commission 45: 15-52.
- 1996 Chairman's Report of the Forty-Seventh Annual Meeting. Report of the International Whaling Commission 46: 15-48.
- 1997 Chairman's Report of the Forty-Eighth Annual Meeting. Report of the International Whaling Commission 47: 17-55.
- 1998a Chairman's Report of the Forty-Ninth Annual Meeting. Report of the International Whaling Commission 48: 15-52.
- 1998b Report of the Scientific Committee. *Report of the International Whaling Commission* 48: 53-302.
- 1999 Chairman's Report of the Fiftieth Annual Meeting. *Annual Report of the International Whaling Commission* 1998: 3-49.
- 2000 Chairman's Report of the Fifty-First Annual Meeting. *Annual Report of the International Whaling Commission* 1999: 7-57.
- 2001 Chairman's Report of the Fifty-Second Annual Meeting. *Annual Report of the International Whaling Commission* 2000: 11-63.
- 2002 Chairman's Report of the Fifty-Third Annual Meeting. *Annual Report of the International Whaling Commission* 2001: 5-105.
- 2003a International Convention for the Regulation of Whaling, 1946 Schedule. *Annual Report of the International Whaling Commission* 2002: 133-144.
- 2003b Chair's Report of the 5th Special Meeting. 14 October 2002. July 1, 2003, <<http://www.iwcoffice.org/Chair's%20Report%202002/CHREPSM02.pdf>>

IWC Opening Statements (OS)

- 1980a Opening Statement for the 32nd Annual Meeting for the IWC. Government of Australia(IWC/32/OS Australia).
- 1980b Opening Statement for the 32nd Annual Meeting for the IWC. Government of New Zealand

- (IWC/32/OS NZ).
- 1988 Opening Statement for the 40th Annual Meeting for the IWC. Government of New Zealand (IWC/40/OS NZ).
- 1993 Opening Statement for the 45th Annual Meeting for the IWC. Government of Australia (IWC/45/OS Australia).
- 1996 Opening Statement for the 48th Annual Meeting for the IWC. Government of United Kingdom (IWC/48/OS UK).
- 1997a Opening Statement for the 49th Annual Meeting for the IWC. Government of Australia (IWC/49/OS Australia).
- 1997b Opening Statement for the 49th Annual Meeting for the IWC. Government of New Zealand (IWC/49/OS NZ).
- 1997c Opening Statement for the 49th Annual Meeting for the IWC. Government of United Kingdom (IWC/49/OS UK).
- 1998a Opening Statement for the 50th Annual Meeting for the IWC. Government of Australia (IWC/50/OS Australia).
- 1998b Opening Statement for the 50th Annual Meeting for the IWC. Government of Austria (IWC/50/OS Austria).
- 1998c Opening Statement for the 50th Annual Meeting for the IWC. Government of Finland (IWC/50/OS Finland).
- 1998d Opening Statement for the 50th Annual Meeting for the IWC. Government of New Zealand (IWC/50/OS NZ).
- 1998e Opening Statement for the 50th Annual Meeting for the IWC. Government of United Kingdom (IWC/50/OS UK).
- 1999a Opening Statement for the 51st Annual Meeting for the IWC. Government of Australia (IWC/51/OS Australia). :
- 1999b Opening Statement for the 51st Annual Meeting for the IWC. Government of Austria (IWC/51/OS Austria).
- 1999c Opening Statement for the 51st Annual Meeting for the IWC. Government of New Zealand (IWC/51/OS NZ).
- 1999d Opening Statement for the 51st Annual Meeting for the IWC. Government of United Kingdom (IWC/51/OS UK).
- 2000a Opening Statement for the 52nd Annual Meeting for the IWC. Government of Austria (WC/52/OS Austria).
- 2000b Opening Statement for the 52nd Annual Meeting for the IWC. Government of New Zealand (IWC/52/OS NZ).
- 2000c Opening Statement for the 52nd Annual Meeting for the IWC. Government of United Kingdom (IWC/52/OS UK).
- 2001 Opening Statement for the 53rd Annual Meeting for the IWC. The Government of JAPAN. IWC/53/OS Japan.
- 2002 Opening Statement for the 54th Annual Meeting for the IWC. Safety First (IWC/54/OS SF).
- IWC Resolutions
- 1999a Resolution on environmental changes and cetaceans: 1998-5. Appendix 6, p.43. Chairman's Report of the Fiftieth Annual Meeting. *In* Annual Report of the International Whaling Commission

- 1998: 15-52. Cambridge: IWC.
- 1999b Resolution on IWC concern about human health effects from the consumption of cetaceans: 1998-11. Appendix 12, p.47. Chairman's Report of the Fiftieth Annual Meeting. *In Annual Report of the International Whaling Commission 1998: 15-52. Cambridge: IWC.*
- 2000a Resolution on health effects from the consumption of cetaceans: 1999-4. Appendix 5, p.53. Chairman's Report of the Fifty-First Annual Meeting. *In Annual Report of the International Whaling Commission 1999: 7-58. Cambridge: IWC.*
- 2000b Resolution for funding of high priority scientific research: 1999-5 Appendix 5, p.53. Chairman's Report of the Fifty-First Annual Meeting. *In Annual Report of the International Whaling Commission 1999: 7-58. Cambridge: IWC.*
- 2001a Resolution on persistent organic pollutants and heavy metals: 2000-6. Appendix 1, p.56. Chairman's Report of the Fifty-Second Annual Meeting. *In Annual Report of the International Whaling Commission 2000: 7-58. Cambridge: IWC.*
- 2001b Resolution on environmental change and cetaceans: 2000-7 Appendix 1, p.56. Chairman's Report of the Fifty-Second Annual Meeting. *In Annual Report of the International Whaling Commission 2000: 7-58. Cambridge: IWC.*
- Kalland, Arne
- 1993 Management by Totemization: Whale Symbolism and the Anti-Whaling Campaign. *Arctic* 46 (2): 124-133.
- 1992 Whose Whale is That? Diverting the Commodity Path. *MAST* (5) 2: 16-45.
- Kalland, Arne and Brian Moeran
- 1992 *Japanese Whaling*. London: Curzon Press.
- 金子熊夫
- 2000 「さらば捕鯨エゴイズム」『論座』12月号:284-291。
- Kato, H. and Miyashita, T.
- 1988 "Current status of the North Pacific sperm whales and its preliminary abundance estimate (SC/50/CAWS2)." Paper presented at the IWC50/SC.
- Knudson, Tom
- 2001 Environment Inc. Sacramento Bee, Special Report, April 22-26. June 2, 2001 <<http://sacbee.com/news/projects/environment/index02.html>>
- 小島曠太郎, 江上幹幸
- 1999 『クジラと生きる』(中公新書 1457) 東京: 中央公論社。
- 小松正之 (編著)
- 2001 『くじら紛争の真実』 東京: 地球社。
- Lacey, Michael and Jill Stewart
- 2001 Crying whale. Phoenix New Times Nov.22 May 1, 2003 <<http://phoenixnewtimes.com/issues/2001-11-22/feature.html>>
- Marine Mammal News
- 1991 17(5):4, May.
- Martin, A.R.
- 1998 Reviews: The International Politics of Whaling. *Polar Record* 34 (191): 348-349.
- Media Statement
- 2000a "Prime Minister Supports Greenpeace Whaling Petition." Prime Minister Media Statement, New

- Zealand Government, January 19.
- 2000b “Whaling Concerns Fuelled by Decline in Whale Numbers.” Prime Minister Media Statement, New Zealand Government, January 25.
- 三崎滋子
1986 「宣伝戦に完敗した日本の鯨」『諸君』5月号：206-216。
- 長崎福三
1992 「最近の捕鯨論議について」『捕鯨問題と日本の鯨類調査』pp. 3-16, 東京：日本鯨類研究所。
NAMMCO (The North Atlantic Marine Mammal Commission)
n.d. About NAMMCO. <<http://www.nammco.no/>>
- 大隅清治
2002 「資源の利用の歴史と IWC」加藤秀弘・大隅清治編『鯨類資源の持続的な利用は可能か』pp. 24-33, 東京：生物研究社。
2003 『クジラと日本人』東京：岩波新書。
- 大曲佳世
2003 「世界における鯨利用の現状」『日本水産学会誌』69 (2): 249-250.
- Perrin, W. et.al.
1997 Update on Whaling in the Philippines. IWC SC/48/NP4
The Press (City edition)
2002 Work and some play with Greece. June 11, 2002. Christchurch, NZ.
- Scheffer, Victor
1991 Why Should We Care about Whales? In N. Davies, A. M. Smith, S. R. Whyte, and V. Williams (eds.), *Why Whales*, pp. 17-19. Bath, U. K.: The Whale and Dolphin Conservation Society.
- Spencer, L., J. Bollwek and R. C. Morais
1991 The not so peaceful world of Greenpeace. *Forbes* (Nov.11): 174-180.
- Stoett, Peter J.
1997 *The International Politics of Whaling*. Vancouver: UBC Press.
- Stone, Christopher
2001 Summing Up: Whaling and Its Critics. In R. Friedheim (ed.) *Toward a Sustainable Whaling Regime*, pp. 269-291. Seattle: University of Washington Press and Edmonton: Canadian Circumpolar Institute Press.
- 水産庁
2001 プレスリリース (平成 13 年 8 月 6 日)：第 2 期北西太平洋鯨類捕獲調査船団の入港について。
2002 プレスリリース (11 月 18 日)：ワシントン条約 (CITES) 第 12 回締約国会議の結果
- Sugg, Ike and Urs. P. Kreuter
1994 Elephants and Whales as Resources from the Noosphere. In M. Freeman and U. Kreuter (eds.) *Elephant and Whales*. pp. 17-38. Postfach, Switzerland: Gordon and Breach Science Publishers.
- Suzuki, David and Keibo Oiwa
1996 *The Japan We Never Knew*. Toronto: Stoddart Publishing Co. Limited.
- 田中栄次
2002 「IWC 改訂管理方式」加藤秀弘・大隅清治編『鯨類資源の持続的な利用は可能か』pp. 45-49, 東京：生物研究社。
- 田中昌一

2002 「持続的利用と人間の心構え」加藤秀弘・大隅清治編『鯨類資源の持続的な利用は可能か』
pp. 12-13, 東京：生物研究社。

Times

1992 How Not to Save Whales. Editorial, June 30

Triggs, Julian

2000 Japanese Scientific Whaling: An Abuse of Right or Optimum Utilization?" *Asia Pacific Journal of Environmental Law* 5 (1): 33-59.

Totten III, George O.

1978 Nature of Whaling Issue in U.S. and Japan. In J. R. Schmidhauser and G. O. Totten III (eds.) *The Whaling Issue in U.S.-Japan Relations*, pp. 1-16. Colorado: Westview Press.

梅崎義人

1999 『動物保護運動の虚像』東京：成山堂書店。

United Nations (UN)

1992 Agenda 21. Documents, Division for Sustainable Development, Economic and Social Development. UN home page <<http://un.org/esa/susdev/documents/agenda21/english/agenda21/toc.htm>>

Whales of Australia and whale watching locations

n. d. Conservation issues. Australian Whale Conservation. April 29, 2003 <http://www.upstarts.net.au/site/non_commercial/whales_conservation/startup.html>

WDSC (The Whale and Dolphin Conservation Society)

n. d. Ethics. Ethics and Humane Killing, Whaling, Projects & Campaigns. February 23, 2003. <<http://www.wdsc.org>>

n. d.2 Japan Undermines the Moratorium on Commercial Whaling. Japanese Whaling, Commercial Whaling, International Whaling Commission, Projects & Campaigns. February 23, 2003. <<http://www.wdsc.org>>

WWF (World Wildlife Fund for Nature)

2003 Iceland threatens to resume whaling. Newsroom, Article, 3, Apr. WWF home page<[http://www.panda.org/news_facts/newsroom/news.cfm?uNewsd=6804&uLang\[d=1\]](http://www.panda.org/news_facts/newsroom/news.cfm?uNewsd=6804&uLang[d=1])>

n. d. Whales in the Wild. WWF's campaign for whale conservation. Save the Whales. July 6, 2001 <http://www.panda.org/resources/publications/water/w_whales/page4.htm>

Yahoo News

2003 グリーンピースが反日拡大運動, 4カ国にIWC加盟を促す。経済ニュース (5月1日)。